

まちづくりだより

第一整備地区

第18号

土地区画整理審議会委員の立候補等を受け付けます

【受付期間】 令和元年12月11日（水）から令和元年12月20日（金）まで
土曜日・日曜日も含みます。

【受付時間】 午前8時30分から午後5時まで

【受付場所】 麻溝台・新磯野地区整備事務所（相模原市役所第1別館3階。土曜日・日曜日は、本館裏玄関から入館し、守衛室にお声掛けください。）

令和元年11月18日（月）から12月1日（日）まで選挙人名簿の縦覧を行い、12月10日付けで選挙人名簿を確定しました。これにより、選挙すべき委員の数が決定しました。

土地所有者が選挙すべき委員の数・・・7人（このほか予備委員3人）
借地権者が選挙すべき委員の数・・・1人

この8人に、学識経験者2人を加えた計10人が審議会委員の定数です。
立候補者数が定数を超えなかった場合には、投票は行わず、立候補者全員が当選となります。

審議会委員の立候補等について

立候補等の方法

審議会委員の候補者となるためには、「立候補届」（別添）又は「立候補推薦届」の提出（郵送可（12月20日午後5時必着））が必要です。

「立候補届」・・・自ら立候補する場合に提出

「立候補推薦届」・・・他の選挙人を推薦する場合に提出

「立候補推薦届」には、推薦を受ける方が記入した「立候補推薦届承諾書」を添付してください。

他の選挙人を推薦できる方は、選挙人名簿に記載のある方に限られます。

立候補者の要件

令和元年11月5日現在における、施行地区内の土地所有者及び借地権者で、かつ、選挙人名簿に記載されている方が立候補できます。ただし、未成年者及び禁錮以上の刑に処せられ、その執行中又はその執行猶予期間中の方は、立候補できません。

代表者選任通知書について

土地を共有で所有している方には、「代表者選任通知書」の提出について既にご案内をしていますが、審議会委員選挙では、共有者全員で1つの選挙権・被選挙権しか与えられません。代表者選任通知書の提出がないと選挙権・被選挙権の行使ができませんのでご注意ください。選挙権等を得るための提出期限は、次のとおりとなります。

- 被選挙権を得る場合の締切日：令和元年12月20日（金）
- 選挙権を得る場合の締切日：令和2年1月17日（金）

届出書類の提出に当たっての注意事項

- ・届出書類の押印は、認印で結構です。
- ・提出された書類に不備があった場合は、受け付けられませんので、早めの提出をお願いします。
- ・立候補した後に立候補を辞退される場合は、届出が必要となりますので、ご連絡ください。
- ・同封の「立候補届」も含め、届出等の用紙は、麻溝台・新磯野地区整備事務所にあります。また、市ホームページにも掲載しています。
市ホームページ(トップページ)からページ番号「1017751」で検索

今後のスケジュール

現時点の予定であり、変更になる場合があります。

「立候補届」及び「立候補推薦届」受付 12月11日(水)～12月20日(金)

候補者の氏名及び住所の公告 12月23日(月)

立候補者数が委員の定数を

超えなかったとき

超えたとき

選挙場・投票時間・開票日時の公告
及び選挙の実施通知 12月27日(金)

選挙日(投票・開票) 1月19日(日)

(相武台公民館 2階 中会議室を予定)

投票を行わない旨の公告・通知

12月23日(月)

全体説明会の開催結果

11月14日(木)から17日(日)までに6回開催した全体説明会において、事業の取組状況及び検証の経過について説明を行いました。延べ201人の方にご参加いただき、多くのご意見、ご質問等をいただきました。

近日中に、皆様からの主なご質問に対する回答を項目ごとに整理し、まとめた質疑応答集を送付します。また、併せて、説明会に参加されなかった方に対しましては、当日に配付した資料を送付しますので、それぞれご参照ください。

～お知らせ～

令和元年12月1日付けで、事務所職員の人事異動がありました。

○転入者

事業調整班

・副主幹 北村 工匠 ・主査 渡辺 裕幸 ・主査 橘田 勝宗

ご意見やご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

発行 相模原市 都市建設局 まちづくり事業部
麻溝台・新磯野地区整備事務所

〒252-5277 中央区中央2-11-15 相模原市役所第1別館3階
TEL: 042-769-9254 FAX: 042-754-8490